

米軍飛行場周辺における住宅防音工事の対象拡大に関する意見書

米軍嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、かねてより多くの住民から、昭和58年3月以降に建築された住宅についても住宅防音工事を実施するよう求める声が寄せられている。うるま市を含むこれらの地域は、発展目覚ましく、人口も急速に伸びているものの、実に35年以上もの間、住宅防音事業が実施されず、多くの住民が騒音被害にさらされている。

このような中、米軍飛行場においては、常駐機を初め外来機の暫定配備、一時的な飛来なども多く、さらには早朝、夜間の飛行訓練も繰り返され、周辺地域に深刻な騒音被害が発生しており、住民から多数の苦情が寄せられている。

このような騒音被害がなくなることを切望するものの、長年騒音被害に悩まされている住民の切実な声に耳を傾け、負担軽減を図る必要があることから、うるま市議会は、下記のとおり求めるものである。

記

米軍飛行場周辺における80W及び75W区域の住宅防音工事の対象を拡大し、85W以上区域と同様に、平成20年3月10日までに建築された住宅とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長